松江市告示第369号

松江市広告掲載要綱（平成18年松江市告示第410号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月26日

松江市長　上　定　昭　仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（審査機関） 第5条　略 2　審査会の委員は、次の者をもって充てる。 (1)　略 (2)　政策部<u>　　広報課長</u> (3)　略 (4)　<u>市民部人権男女共同参画課長</u> (5)・(6)　略 3～5　略	（審査機関） 第5条　略 2　審査会の委員は、次の者をもって充てる。 (1)　略 (2)　政策部<u>秘書広報課長</u> (3)　略 (4)　<u>総務部人権施策推進課長</u> (5)・(6)　略 3～5　略

附　則

この告示は、令和5年5月26日から施行する。